

木津川市立小学校の特定地域における学校選択に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童及び生徒の入学すべき学校区を指定する規則（平成19年木津川市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき特定地域（木津川市立城山台小学校（以下「城山台小学校」という。）の学校区をいう。）における学校選択に関し必要な事項を定めるものとする。

(選択希望)

第2条 特定地域に住所を有する第3条に規定する対象児童は、希望により城山台小学校以外の木津川市立小学校のいずれの学校も選択を希望すること（以下「選択希望」という。）ができる。

(対象児童)

第3条 前条に規定する選択希望の対象となる児童は、城山台小学校に1年生として入学する者又は新たに特定地域に転入する者（以下これらの者を「就学予定者」という。）とする。

(受入可能人数等)

第4条 木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、選択希望により木津川市立小学校（以下「小学校」という。）ごとに受け入れることが可能な人数を当該小学校の校長と協議の上定めるものとする。

(進学先中学校)

第5条 選択希望により就学した児童は、卒業時に、城山台小学校の指定中学校又は選択希望により選択した小学校（以下「選択希望校」という。）の指定中学校のうちいずれかを選択することができる。

(選択希望の申請)

第6条 選択希望による入学又は転入学を希望する就学予定者の保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が指定する日までに特定地域学校選択入学（転入学）申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(就学校の決定及び通知)

第7条 教育委員会は、申請者が次に掲げる要件を満たし、かつ、選択希望校の受入可能人数が第4条の規定による人数を超えないときは、選択希望校を就学校として決定し、特定地域学校選択入学（転入学）承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(1) 通学する選択希望校の教育活動に賛同し、協力する意思があること。

(2) 就学予定者の通学が、保護者の責任及び負担において安全に行われること。

(3) 原則として卒業までの間、就学する意思があること。

2 申請者が受入可能人数を超えた場合は、公開抽選により就学校を決定するものとする。

3 前項の規定により就学校が変更になった場合は、特定地域学校選択入学（転入学）指定変更通知書（別記様式第3号）により城山台小学校の校長及び選択希望校の校長に通知するものとする。

4 教育委員会は、選択希望を承認しない場合は、特定地域学校選択入学（転入学）不承認通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日以後に入学又は転入学をする児童について適用する。

(対象児童の特例)

2 第3条の規定にかかわらず、令和3年度については、城山台小学校に在籍する全学年の児童を対象とする。